

様々な投票制度

投票日に投票に行けない…

こんな場合に、期日前投票をすることができます。

- レジャーなど私用で投票日に投票区内にいない予定の人
- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある人
- 病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日当日に歩くことができないことが予想される人
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な場合



投票日じゃなくても、投票できるんだ



投票期間 ▶ 公(告)示日の翌日から投票日の前日まで

投票時間 ▶ 原則として午前8時半から午後8時まで

投票場所 ▶ 各市町村に設けられた「期日前投票所」

入院中で投票に行けない…

不在者投票制度が使えます。

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会ですべての投票ができます。また、指定病院等に入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

「忙しくて…」は投票できない理由にならないかも



様々な状況に応じて…

その他、様々な状況を考慮した仕組みにより、どんな人でも公平に選挙権が行使できるようになっています。

- 重度の身体障害の人は…郵便投票
- 海外に住んでいる人は…在外投票
- 国外を航海する船の上から…洋上投票
- 南極地域観測隊の隊員は…南極投票 等

